

株 主 各 位

第 8 回定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2025年2月1日から2025年8月31日まで)

株式会社TENTIAL

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理の遵守が企業活動の前提となるという認識のもと、倫理観をもって行動することを徹底します。
2. 監査等委員会は、取締役の職務執行が法令等に適合していることについて每期確認を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行（使用人の行為に関するものを含む。）に係る情報は、社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。なお、取締役は、これら文書等を常時閲覧することができます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を整備することにより、責任体制及び意思決定手続を明確にし、経営全般のリスク管理を図ります。
2. リスク・コンプライアンス規程等の基準又は社内規程を定め、事業で発生するリスクの把握と早期発見及び損害の拡大防止の徹底を図ります。
3. リスクが顕在化した場合には、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を中心として、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要事項を決議するとともに取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督を行います。
2. 取締役の職務の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌及び適切な執行役員の任命を行います。また、適切な権限の移譲及び部門間の相互牽制機能を備えた職務権限規程を制定します。

- ⑤ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員の業務を補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は、監査等委員会がそれを指定します。また、内部監査担当者は、監査等委員会に協力します。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び部門長は、
 - (i) 当社の信用を著しく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - (ii) 当社の業績に著しく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - (iii) 法令、企業倫理、コンプライアンス、定款、その他の社内規程に違反したものの、又はその恐れのあるもののうち、重大なもの
 - (iv) その他(i)～(iii)に準ずる事項について、発見次第速やかに監査等委員に報告するものとします。
 2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、監査等委員の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。
 3. 監査等委員に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対し不利な取扱いを行いません。
 4. 重要な決裁書類は、監査等委員の閲覧に供するものとします。
- ⑦ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査等委員は代表取締役、内部監査人と定期的に情報・意見交換を実施します。
 2. 監査等委員が必要と判断した場合には、監査等委員はすべての重要会議に出席することができます。
 3. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について必要な費用は、監査等委員の請求により、当社は速やかに支払います。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制

1. 反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当請求は断固として拒絶します。
2. 反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営企画部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整備します。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制及びリスク管理体制

当社は、取締役会において「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を行っております。また、全社的なリスクを総括的に管理し、コンプライアンスの維持強化を推進するための機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、想定されるリスクごとにリスク主管責任部署を置いて、事業上のリスクの早期発見と未然防止に努めるほか、コンプライアンスに係る施策の策定やコンプライアンス上の重要な問題を審議するなどしております。

② 取締役の職務執行について

毎月1回の定時取締役会を開催しております。重要な事項はすべて取締役会に付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行います。なお、取締役会には監査等委員である取締役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

③ 監査等委員会について

監査等委員会は、原則として毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて随時機動的に開催しております。監査等委員は取締役会に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査担当者及び会計

監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

④ 内部監査の実施

内部監査担当者による内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役役に報告され、後日改善状況の確認を行っております。内部監査担当者は、監査等委員と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について情報共有することで連携を図っております。

株主資本等変動計算書

(2025年2月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	株主資本合 計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金			
					繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	107,452	565,648	49,951	615,600	1,567,821	2,290,874	200	2,291,075
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	752,284	752,284		752,284		1,504,568		1,504,568
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	20,585	20,585		20,585		41,170		41,170
当 期 純 利 益					817,461	817,461		817,461
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	772,869	772,869	－	772,869	817,461	2,363,200	－	2,363,200
当 期 末 残 高	880,322	1,338,518	49,951	1,388,469	2,385,283	4,654,075	200	4,654,275

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・ 其他有価証券

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

・ 商品、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～5年

工具器具備品 4年～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

商標権 10年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

自社のポイントプログラムにおいて、商品販売以外の事象で付与するポイントの利用に備えるため、期末時点において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品販売に係る収益は、主に自社EC並びにECモールを通じた販売又は卸売や店舗での販売等により、顧客との販売契約に基づいて、商品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されるため、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、自社EC並びにECモールを通じた販売のうち、出荷時から当該商品が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

また、販売時にポイントを付与するサービスの提供について、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しており、期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。

なお、履行義務に対する対価は、商品の引き渡し後、概ね1か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(6) 決算日の変更に係る事項

当社は決算日を毎年1月31日としておりましたが、2025年4月28日開催の第7回定時株主総会の決議により、決算日を8月31日に変更しております。

この変更に伴い、当事業年度の期間は、2025年2月1日から2025年8月31日の7か月間となっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	7,576,500株
------	------------

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	715,400株
------	----------

3. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブ及び投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、事業運営に必要な運転資金及び設備投資にかかる資金調達を目的としたものであり、これらは流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、一部の取引先について、請求代行会社に債権譲渡をすることにより、信用リスクの軽減を図っております。また、その他の取引先については、期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクについて、管理担当部署である経理部が利率動向等をモニタリングすることにより、リスクの軽減を図っております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）1参照）。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び1年内償還予定の社債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	238,736	231,922	△6,813
資産計	238,736	231,922	△6,813
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	397,400	388,090	△9,309
負債計	397,400	388,090	△9,309

(注) 1. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	9,217

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,329,207	—	—	—
売掛金	384,965	—	—	—
敷金	9,554	202,506	26,676	—
合計	4,723,726	202,506	26,676	—

(注) 3. 社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	11,500	—	—	—	—	—
長期借入金	101,935	107,145	18,240	168,240	1,840	—
合計	113,435	107,145	18,240	168,240	1,840	—

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	25,238千円
未払賞与	43,447千円
棚卸資産評価損	60,310千円
減価償却超過額	36,959千円
資産除去債務	21,481千円
契約負債	61,110千円
ポイント引当金	10,560千円
投資有価証券評価損	3,301千円
その他	7,722千円
繰延税金資産小計	270,132千円
評価性引当額	△63,602千円
繰延税金資産合計	206,529千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△14,268千円
その他	△22千円
繰延税金負債合計	△14,291千円
繰延税金資産の純額	192,238千円

5. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区 分	金 額
自 社 E C	4,938,733 千円
E C モ ー ル	3,311,907 千円
直 営 店	1,794,038 千円
卸 売	1,089,798 千円
そ の 他	7 千円
顧 客 と の 契 約 か ら 生 じ る 収 益	11,134,485 千円
そ の 他 の 収 益	－
外 部 顧 客 へ の 売 上 高	11,134,485 千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧 客 と の 契 約 か ら 生 じ た 債 権	517,729 千円	384,965 千円
契 約 負 債	186,616 千円	204,344 千円

契約負債は、当社のポイントプログラム「TENTIAL Club」により商品の販売時に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高を含む、全ての履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識した収益のうち期首の契約負債残高に含まれていたものは、115,682千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	614円28銭
(2) 1株当たりの当期純利益	111円18銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年10月20日付の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項を決議し、自己株式の取得を実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、企業価値を持続的に高めていくため、2025年10月20日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」でお示したとおり、自己株式取得の実施を決定いたしました。

2. 取得に係る事項の内容

取 得 対 象 株 式 の 種 類	当社普通株式
取 得 し 得 る 株 式 の 総 数	150,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.0%）
株 式 の 取 得 価 額 の 総 額	1,000,000千円（上限）
取 得 期 間	2025年10月20日～2025年12月30日
取 得 方 法	東京証券取引所における市場買付

3. 自己株式の取得の状況

上記取締役会決議に基づき2025年10月20日から2025年10月24日までに取得した自己株式

取得した株式の総数 40,000株

株式の取得価額の総額 171,335千円

(参考) 2025年8月31日時点の自己株式の保有状況

発 行 済 株 式 総 数 （ 自 己 株 式 を 除 く ）	7,576,500株
自 己 株 式 数	0株